

「民間事業者を活用した課外授業（ヨドジュク）」の実施にかかる協定締結事業者の募集について（案）

令和 9・10・11 年度「民間事業者を活用した課外授業（ヨドジュク）」の実施について、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により協定締結事業者を募集します。

令和 8 年●月●日

大阪市淀川区長（淀川区担当教育次長） 古川 吉隆

募 集 要 項

第 1 章 事業の内容に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
第 2 章 選定にあたっての手續等に関する事項・・・・・・・・	P 7
第 3 章 選定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 0
第 4 章 その他の事項について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 2
事業実施場所図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 3
無償貸与物件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 4

第 1 章 事業の内容に関する事項

1 事業の目的と概要

本事業は、淀川区内の中学生を対象に、学習習慣の形成、学校授業の理解度の上昇及び基礎学力の向上を図るため、放課後等に、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用した課外授業（ヨドジュク）を実施する事業です。

2 基本条件・事業の実施方針

各学年、各受講者の習熟度に合わせた教材を用いた授業によって、学力向上及び学習習慣の形成に資する指導を行う実施内容としてください。

事業者は、本市が実施場所等は無償で提供することにより、開設及び運営経費を抑制できることから、そのコストダウン分を受講者に還元できるよう、受講料月額 10,000 円の範囲内で最大限の内容を構築してください。ただし、保護者・受講者の了承を得た場合に、受講料 10,000 円を超えた内容を提供することを妨げるものではありません。

なお、事業実施にあたっては、「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されている「習い事・塾代助成カード」でも受講可能とすることにより、利用者の塾代負担の軽減を図ってください。

また、各受講者の学力の習熟度を測る学力検定試験を、受講開始後と受講終了前の 2 回実施して、学力の分析を行って指導に活かすとともに本事業における学力向上の効果検証を行って

ください。

※ 詳細は、第1章3(5)を参照ください。

3 事業について

(1) 事業の名称

令和9・10・11年度「民間事業者を活用した課外授業（ヨドジュク）」

(2) 事業実施期間

大阪市（淀川区役所）との協定書締結日から令和12年3月31日まで

(3) 課外授業（ヨドジュク）の開講期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(4) 実施場所 ※詳細はP13～P14を参照ください。

ア 大阪市立美津島中学校（大阪市淀川区加島1丁目54-41）

- ① 使用可能教室：普通教室 64平方メートル 空調有り
- ② 使用料：全額免除（ただし、光熱費除く）
- ③ 年間光熱費の目安（月24時間使用の場合）：約30,000円
- ④ 定員：40名

イ 大阪市立十三中学校（大阪市淀川区十三東5丁目1-27）

- ① 使用可能教室：ミーティングルーム 56平方メートル 空調有り
- ② 使用料：全額免除（ただし、光熱費除く）
- ③ 年間光熱費の目安（月24時間使用の場合）：約16,000円
- ④ 定員：30名

ウ 大阪市立東三国中学校（大阪市東三国6丁目3-68）

- ① 使用可能教室：会議室 64平方メートル 空調有り
- ② 使用料：全額免除（ただし、光熱費除く）
- ③ 年間光熱費の目安（月24時間使用の場合）：約65,000円
- ④ 定員：30名

※ 年間光熱費の目安は、過去の実績から試算していますが、物価高騰等に伴い変動する場合があります。

(5) 事業の内容等

ア 上記3(4)実施場所での少人数制個別指導による課外授業

なお、感染症等の拡大により、実施場所における対面での授業実施が困難な場合は、可能な限りオンライン等により、個別指導による課外授業を実施すること。

イ 学力検定試験の実施による検証

下記の①から⑥により実施してください。

- ① 学力検定試験の受験対象者は、ヨドジュク受講者とする。
- ② 学力検定試験の内容は、受験者の学年に応じて、「中学校教育課程」に沿ったものとし、学力検定試験の内容及び学力の分析方法については事業者の提案に基づき実施する。対象教科については数学・英語は必須とし、国語・社会・理科は事業者の任意とする。学力検定試験の作成及び採点については、事業者が自ら実施するものに限らず、他社等が実施する検定試験を用いても良い。
- ③ 各年度のヨドジュク事業開始後ただちに、全受講者に対して、第一次学力検定試験を実施する。

本検定試験は、各年度当初から受講している受講者だけでなく、年度途中で受講を始めた受講者に対しても同様に随時実施し、本検定試験の結果に基づき、各受講者の習熟度・理解度について各教科の単元ベースで把握し、学力の分析を行うこと。実施後はすみやかに、採点結果に基づき分析の結果票（様式不問、以下「分析結果票」という。）を作成し、第一次学力検定試験実施から1か月以内に本市担当まで提出すること。

- ④ 各年度におけるヨドジュク事業終了までおよそ1、2か月以内に、再度全受講者に対して第二次学力検定試験を一斉実施し、学力向上の成果を測定する。ただし、中学3年の受講生に対しては、事業終了まで5か月以内に実施しても良い。

なお、中学1・2年の受講生については、各年度12月以降から受講を始めた者に対しては、第一次学力検定試験を省略してこの第二次学力検定試験のみを受験させて差し支えない。同様に中学3年の受講生については、各年度9月以降から受講を始めた者に対してのみ、第一次学力検定試験を省略してこの第二次学力検定試験のみを受験させて差し支えない。また、第二次学力検定試験実施後に受講を始めた受講者については、当該年度内においては学力検定試験を実施しなくてもよい。

第一次学力検定試験と同様に分析結果票を作成し、本市担当まで提出する。第二次学力検定試験の分析結果票については、ヨドジュク実施終了日から10日以内に本市担当まで提出すること。

- ⑤ 学力検定試験の日程は、別途締結する協定に基づき実施する学習指導の開講日と調整のうえ実施すること。また、受験会場に3（4）の実施場所を使用することについては、本事業における会場使用条件に反しない限りにおいて認めるものとするが、協定書締結時に本市担当と調整すること。
- ⑥ 本市担当に提出された学力検定試験の分析結果票については、今後の受講者の学力向上に活用させるために、受講者及びその保護者に対しても提供すること。

ア、イいずれも詳細は別紙協定書並びに協定書細則のとおりとします。ただし、協定書細則については、事業者による企画提案の内容や本市との協議により変更となる可能性があります。

4 事業実施条件等に関する事項について

(1) 事業実施日及び実施時間

放課後等の課業時間以外の時間帯を活用し、中学生にとって通いやすい時間帯（平日 18 時以降）の開講を基本としてください。

※ 各実施場所において週 2 回程度の開講を想定しています。

※ 毎月の実施計画については、実施月の前月の 15 日までに実施計画書を本市担当に提出し、必要に応じ調整してください。ただし、年度当初に当該年度の実施予定をまとめて提出することを妨げるものではありません。

※ 上記に関わらず、緊急時・災害時等において事業実施を制限する場合があります。その際は、本市の指示に従い、適切に対応してください。

(2) 本市から提供する備品・設備等

ア 事業を遂行するにあたり必要と認められる本市の備品（机、椅子、ホワイトボード等）を無償貸与できますが、その範囲は実施場所となる学校と調整の上決定します。

イ 事業実施場所における設備について ※詳細は P14～P15

A 大阪市立美津島中学校

両面ホワイトボード 1 台（可動式）、黒板 1 枚（壁面）、学校机と椅子が 40 セット、教卓 1 台

B 大阪市立十三中学校

両面ホワイトボード 1 台（可動式）、黒板 1 枚（壁面）、長机 10 台、椅子 30 台

C 大阪市立東三国中学校

両面ホワイトボード 1 台（可動式）、ホワイトボード 1 枚（壁面）、長机 14 台、椅子 40 台

ウ すべての実施場所における共通事項

- ・空調（冷暖房）は、必要に応じ使用可能です。使用にかかる電気代等の費用については事業者が負担する必要があります。
- ・椅子や机等の設備を移動させる場合、必ず退出時に原状復帰してください。
- ・教材・備品等を常時保管するためのキャビネットを各学校に 1 台ずつ配置しています。
- ・事業実施中は、検査の場合を除き、基本的に本市担当者の立会いはないため、事業実施場所における指定された箇所の開錠・施錠及び設備の管理は事業者の責任において管理してください。

(3) その他の条件等

別紙協定書並びに協定書細則のとおりとします。

(4) 経費の負担

ア ICTを活用した指導を実施する際の機器及び通信環境整備等にかかる経費はすべて事業者の負担とします。

イ 受講者の学力検定試験及び試験結果の分析に要する費用については、すべて事業者の負担とします。

ウ 上記ア・イ以外の、事業実施にかかる人件費、消耗品費、教材費（電子機器貸与料含む）、光熱費、通信費、交通費、保険料等のすべての経費は事業者の負担とします。ただし、周知ポスター・チラシにかかる印刷経費に限っては本市が負担します。（事業者負担により作成することを妨げるものではありません。）

なお、本件事業実施に際して受講者の事故に対応する保険については、事業者において必ず加入してください。

エ 光熱費は、本市が別途発行する納入通知書により納入してください。

オ その他、事業を遂行するために必要となる経費について、原則として本市は一切の費用を負担しません。

(5) 受講料の支払について

受講者から支払を受けてください。支払方法については、各事業者が定める方法によるものとします。

大阪市習い事・塾代助成事業の「習い事・塾代助成カード」で支払を受ける場合は大阪市習い事・塾代助成事業の制度に基づいて支払を受けてください。

(6) 事業実施上の制限

ア 事業実施場所の使用にあたっては、最善の注意をもって維持保存してください。

イ 事業実施場所を本市が指定する用途以外に使用することはできません。

ウ 事業実施場所について現状復帰ができない変更をすることはできません。

(7) 事業実施の取消又は変更

次の各号のいずれかに該当する場合、本市は事業実施の取消又は変更をすることがあります。

ア 本市が事業実施場所を公用のために必要とするとき。

イ 事業者が事業実施条件の各条項に違反したとき。

ウ 事業者が応募資格の詐称その他不正な手段によって本事業実施に至ったとき。

エ その他管理運営上において、本市が必要と認めたとき。

(8) 原状回復

ア 事業実施を取消した場合、協定の解消に至った場合、又は事業実施期間が満了して引き続き事業実施に至らない場合、事業者は、本市の指定する期日までに事業実施場所及び本市の備品・設備等（以下「事業実施物件」という。）を原状回復するものとします。

また、開講期間中は、事業実施物件を使用する都度、清掃等を行い、開講前の状態に回復してください。

ただし、本市が承認した場合はこの限りではありません。

イ 事業者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、本市がこれを行って、その費用を事業者の負担とします。この場合、事業者は異議を申立てることができません。

(9) 損害賠償

ア 事業者は、その責に帰する理由により事業実施物件の全部又は一部を滅失もしくは毀損したときは、当該滅失または毀損による事業実施物件の損害額に相当する金額を損害賠償として本市に対して支払うこととします。

ただし、事業者負担にて事業実施物件を原状に復した場合はこの限りではありません。

イ 前項の定める場合のほか、事業者は、締結した協定等により定めた義務を履行しないために本市に対し損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として本市に支払うこととします。

(10) 一般的損害

事業の完了前に、事業の実施に伴い生じた損害（下記（11）を除きます）については、事業者がその賠償費用を負担することとします。ただし、その損害（保険により補填された部分を除きます）のうち本市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、本市が負担します。

(11) 第三者に及ぼした損害

ア 事業の実施に伴い第三者に及ぼした損害について、下記のウに定めるものを除いて、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、事業者がその賠償額の一切を負担することとします。

イ 上記のアにかかわらず、アにて規定する賠償額（保険により補填された部分を除きます）のうち、本市の指示、貸与品等の性状その他本市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、本市がその賠償額を負担します。ただし、事業者が、本市の指示又は貸与品等が不適当であること等本市の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではありません。

ウ 事業を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（保険により補填された部分を除きます）について、当該第三

者に損害の賠償を行わなければならないときは、本市がその賠償額を負担します。ただし、事業を行うにつき事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、事業者が負担することとします。

(12) 実地調査等

本市は、事業実施物件について随時に実地調査を行い、その維持又は使用に関し指示することがあります。

(13) 法令の順守

事業実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）のほか、関係法令及び関係規程を遵守してください。

(14) その他の注意事項

ア 事業の実施期間中に事業者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、事業実施の取消を行うことがあります。

イ 原則として提案いただいた事業を実施していただきますが、本市との協議により内容を変更する場合があります。

ウ 本市において令和 9 年度、令和 10 年度及び令和 11 年度の予算が成立しない場合、本件公募型プロポーザルが無効となる可能性があります。

第 2 章 選定にあたっての手續等に関する事項

1 応募資格等

次の各号に掲げる条件のすべてを満たしていることとします。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

ウ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件も該当しないこと。

エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。

オ 企画提案書の提出時において、「大阪市習い事・塾代助成事業」の参画事業者として登録されていること又は登録することができる見込みであること。

企画提案書の提出時において、「大阪市習い事・塾代助成事業」の参画事業者として登録されていないが、登録することができる見込みである事業者については、別添の「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者募集要項」の登録要件を満たし、別添の「大阪市

習い事・塾代助成事業実施要綱」及び「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者募集要項」に定める全ての項目に同意しこれを遵守すること。

カ 実施事業者として選定された場合、「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者募集要項」に則り令和9年4月1日の事業開始に対応できるよう、当該事業実施者として事業実施のために必要な登録申請を速やかに行うこと。

キ 直近1か年において、国税及び地方税について未納がないこと。

ク 公共の福祉に反する活動をしていないこと。

2 スケジュール

(1) 公募開始	令和8年8月25日(火)
(2) 質問受付期限	9月1日(火)
(3) 質問回答(HP公開)	9月17日(木)
(4) 参加者申請期限	9月25日(金)
(5) 参加資格決定通知	9月29日(火)
(6) 企画提案書提出期限	10月14日(水)
(7) プレゼンテーション審査	10月22日(木)
(8) 選定結果通知	10月28日(水)
(9) 事業開始日(協定書締結日)	12月26日(金)(予定)
(10) 事業終了	令和12年3月31日(日)

3 応募手続き等に関する事項

受付は、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日には行いません。また、受付時間は、午前9時から午後5時30分まで(ただし正午から午後1時までを除く)

なお、申請書類等については、淀川区役所ホームページ(※作成後に URL 記載)よりダウンロードしてください。

(1) 質問受付

ア 受付期間

令和8年8月25日(火)から同年9月1日(火)まで

イ 受付期限

令和8年9月1日(火)午後5時30分

ウ 質問方法

質問票(様式第5号)に記載し、t10011@city.osaka.lg.jpまでメールにて提出してください。ただし、メール件名は「民間事業者を活用した課外授業(ヨドジュク) 質問」としてください。

エ 回答

令和8年9月17日(木)に淀川区役所ホームページにて公開します。

(2) 参加申請手続き

申請期間内に下記の書類を申請先まで持参してください。(郵送、FAX、Eメール不可)

【必要書類】

- ① 参加申請書 (様式第1号)
- ② 誓約書 (様式第2号)
- ③ 法人又は団体の概要 (様式第3号)
- ④ 使用印鑑届 (様式第4号)
- ⑤ 印鑑証明 (提出日から3か月以内に発行：原本)
- ⑥ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書 (提出日から3か月以内に発行：写し可)
 - ※ 法人以外の団体にあつては、団体の規約、団体の役員名簿及び代表者の住民票の写しを提出してください。なお、法人以外の団体で「大阪市習い事・塾代助成事業」の参画事業者として登録されていない場合は、直近の法人税納税証明書(その2)を提出してください。ただし、事業開始後1事業年度未満等の理由で、法人税納税証明書(その2)の提出が困難な場合は収益事業開始届出書の写し(所轄税務署の受付印のあるもの)を提出してください。
- ⑦ 直近1か年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書 (提出日から3か月以内に発行：写し可)
 - ※ 会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)
- ⑧ 消費税及び地方消費税の納税証明書 (提出日から3か月以内に発行：写し可)
- ⑨ 大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者登録通知書 (写し)
 - ※ 「大阪市習い事・塾代助成事業」の参画事業者として登録済の場合

※ ⑦、⑧は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

※ ④～⑧は、令和8年度本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする。(様式第1号に承認番号を記載すること)

ア 申請期間

令和8年8月25日(火)から令和8年9月25日(金)まで

イ 申請期限

令和8年9月25日(金)午後5時30分

ウ 提出部数

各1部

エ 提出先

淀川区役所保健福祉課(こども教育) ※淀川区役所2階23番窓口

(3) 参加資格決定通知

令和8年9月29日（火）に様式第1号に記載の担当者あてメールアドレス宛て通知する。

(4) 企画提案書

ア 受付期間

参加資格決定通知書を受け取った日から令和8年10月14日（水）まで

※ 申請書類については、持参または送付とします。送付の場合は必着とします。

イ 企画提案書の内容

① 学習指導の具体的内容について

- ・基礎学力を向上させる具体的な方法・学力分析の指導への反映
- ・家庭学習に関する指導（学習習慣形成の観点から記載してください）

② 事業実施体制について

- ・事業実施体制／人材の確保と資質向上のための取組み
- ・事業実施スケジュール・受講者募集方法及び受付等の工夫
- ・教材の内容

③ 危機管理体制について

④ 過去5年間の類似業務、実績

⑤ 本事業における経費内訳書（積算根拠のわかるもの）

※ 提案できる案は、1案のみとします。

ウ 提出書類

正1部、副10部（副は複写可）の計11部提出してください。ただし、提案事業者名の記載は正1部のみとし、副10部には記載しないようにするとともに、他に事業者名表示及び事業者が推定できる部分があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は一切行わないようにしてください。

エ 提出場所

淀川区役所保健福祉課（こども教育） ※淀川区役所2階23番窓口

第3章 選定について

1 審査・選定

(1) 選定基準

次に示す視点に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行い選定します。

- ア 事業内容の実現性、実施手順の妥当性・事業目的に対する手法の的確性、専門性【35点】
- イ 家庭での学習についての指導【10点】
- ウ 事業目的及び事業内容の理解度【15点】
- エ 事業の遂行能力【5点】

オ 教材の内容（ICT教材やその他媒体教材の工夫）【5点】

カ 危機管理体制【10点】

キ 費用積算根拠の妥当性・効率性（教育への還元）【20点】

（2）審査・選定方法

- ・ 企画提案書を提出した者に対し、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。
- ・ 審査は、学識経験者等が選定委員となって構成される「民間事業者を活用した課外授業（ヨドジュク）協定締結事業者選定会議」にて、上記（1）に基づき、書面による事前審査及びプレゼンテーション審査の結果を加味し、最も優れていると評価された企画提案者を協定締結事業者として選定します。
- ・ 合計点が同点であった場合は、上記（1）における項目アについての最高得点事業者を最も優れていると評価します。それも同点であった場合は項目イについて、それも同点であった場合はウについて、と記載された順番に各項目における点数を比較して決定します。全ての項目において同点であった場合は、選定委員によりくじ引きを行い、決定します。
- ・ 最も優れていると評価された企画提案者の評価点が満点の60%未満であった場合、協定締結事業者は無しとします。
- ・ 審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けません。

（3）プレゼンテーション審査

ア 実施日時

令和8年10月22日（木）午後

※ 詳細は、企画提案書提出者あて別途メールにて通知します。

イ 実施場所

大阪市淀川区十三東2丁目3番3号 淀川区役所（場所：5階501・502会議室）

ウ 出席人数

1事業者につき、3名までとします。

エ 内容・方法等

第2章3（1）の企画提案書を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めません。

- ・ プロジェクター等での資料投影は不可とします。
- ・ 1団体あたり30分程度（うち説明20分以内、質疑応答10分程度）としますが応募者多数の場合などにより変更する場合は別途通知します。
- ・ プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外します。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を故意に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 選定結果の通知及び公表

全ての参加者に対し、令和8年10月28日（水）に通知するとともに、淀川区役所ホームページに掲載します。

第4章 その他の事項について

1 提案に対する費用、条件等

- ア 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とします。
- イ 採用された企画提案書等は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- ウ すべての提出書類は返却しません。
- エ 提出された企画提案書等は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用することはありません（上記アの大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差替え等は認めません。
- カ 本プロポーザルは事業予定者の選定を目的に実施するものであり、協定締結後の事業実施においては、本市担当と協議を経て細則等の策定を行うため、必ずしも全てにおいて提案内容どおりの実施とならない場合があります。
- キ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効となります。

2 協定に関する事項

選定事業者と協定を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとします。

ただし、評価点が満点の60%を下回っている者を除きます。

3 提出先、問合せ先

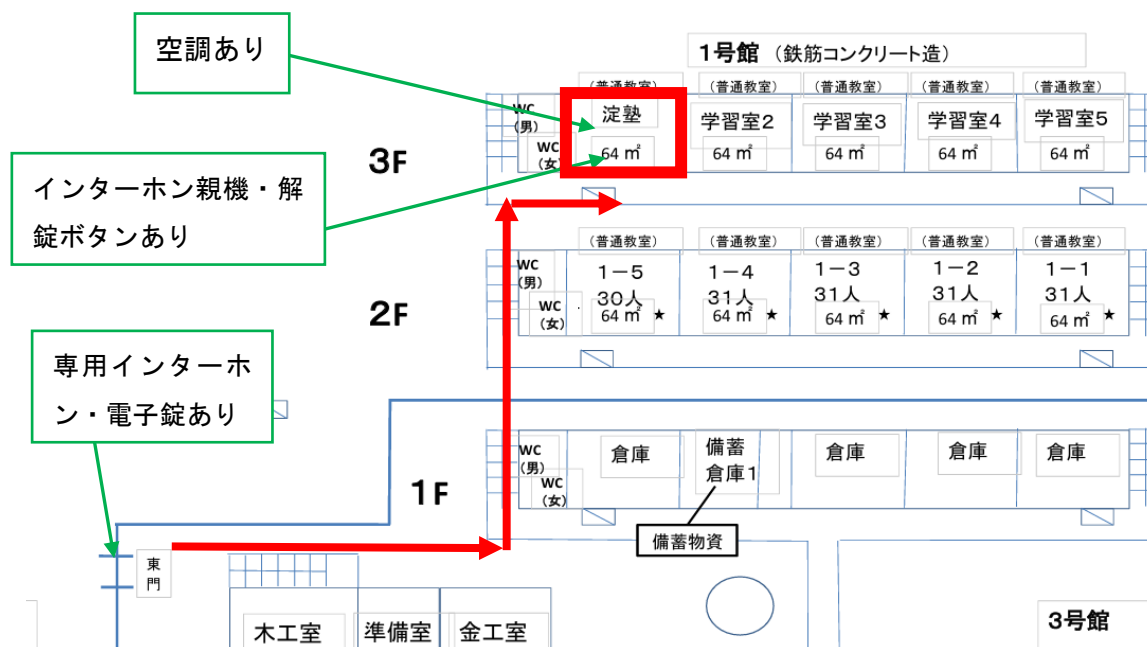
〒532 - 8501 大阪市淀川区十三東 2 丁目 3 番 3 号

大阪市淀川区役所保健福祉課（こども教育） 担当：合田・吉岡

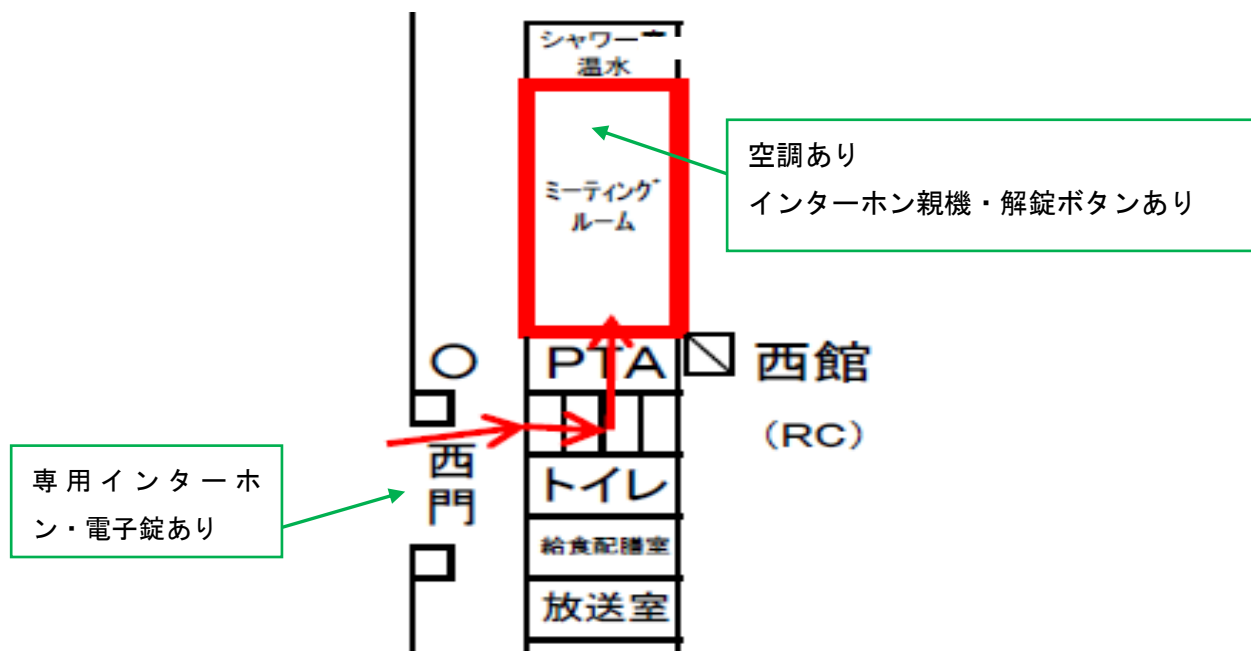
TEL：06-6308-9414 FAX：06-6303-6745

E-Mail：t10011@city.osaka.lg.jp

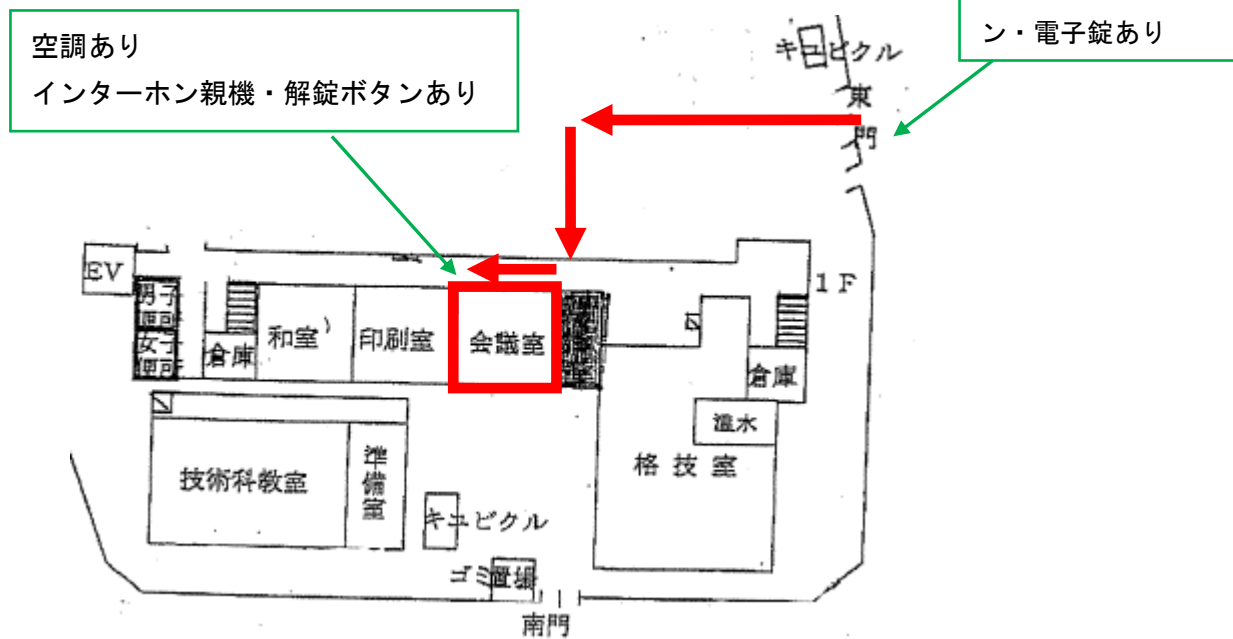
【大阪市立美津島中学校 図面】



【大阪市立十三中学校 図面】



【大阪市立東三国中学校 図面】



【無償貸与物件】

- ・ホワイトボード（各校1台ずつ）

可動式脚付両面ホワイトボード 外寸:W1906×D562×H1800mm

- ・鍵付キャビネット（各校1個ずつ設置）

キャビネット寸法:奥行510×幅425×高さ645mm

引出し内寸法:奥行440×幅320×高さ255mm